平成２４年（フ）第２４４号
広島県山県郡北広島町春木1066番地
債務者　山下　法恵
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５０号
山口県下関市新地西町３番15号、前住所山口市阿知須3257番地10
債務者　西村　克昭
1　決定年月日時　平成24年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２４年（フ）第２３号
愛媛県四国中央市土居町野田甲542番地
債務者　江口　綾子
1　決定年月日時　平成24年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２４年（フ）第２８号
愛媛県新居浜市中村松木１丁目４番６号
債務者　大黒敏有利
1　決定年月日時　平成24年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２４年（フ）第３１号
愛媛県西条市西泉乙144番地15
債務者　難波江　潔
1　決定年月日時　平成24年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２４年（フ）第３２号
愛媛県西条市西泉乙144番地15
債務者　難波江準子
1　決定年月日時　平成24年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２４年（フ）第３３号
愛媛県西条市西泉乙144番地15
債務者　難波江健一
1　決定年月日時　平成24年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２４年（フ）第３７号
愛媛県四国中央市川之江町2155番地
債務者　小笠原　唯
1　決定年月日時　平成24年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２４年（フ）第４０号
愛媛県新居浜市政枝町２丁目４番17号
債務者　秋山　直樹
1　決定年月日時　平成24年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２４年（フ）第４１号
愛媛県四国中央市金田町金川174番地１　南部第一団地４区19棟24号
債務者　石川みつえ
1　決定年月日時　平成24年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２４年（フ）第４２号
愛媛県新居浜市庄内町５丁目10番26号、前住所愛媛県新居浜市垣生６丁目４番38号
債務者　中村　浩二
1　決定年月日時　平成24年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２３年（フ）第３６７号
福岡県久留米市藤山町1634番地13
債務者　田中　章雄
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第３７２号
福岡県うきは市吉井町85番地
債務者　足立　恒文
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第５５号
福岡県三井郡大刀洗町大字下高橋42番地１
債務者　吉井　　綾
1　決定年月日時　平成24年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第６１号
福岡県久留米市善導寺町与田120番地４
債務者　野坂　英吉
1　決定年月日時　平成24年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第３０号
大分市西新地１丁目１番17―802号　ルネスリバーコート
債務者　佐藤　幸恵
1　決定年月日時　平成24年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第３３号
大分市西新地１丁目１番17―802号　ルネスリバーコート
債務者　佐藤ミヱ子
1　決定年月日時　平成24年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第４１号
宮崎県小林市細野2106番地２霧島ハイツ105号
債務者　佐藤　克弘
1　決定年月日時　平成24年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
宮崎地方裁判所都城支部